

事務連絡  
令和2年7月9日

各 都道府県  
指 定 都 市  
中 核 市  
児童福祉主管部局・ひとり親家庭施策担当部局  
生活困窮者自立支援制度主管部局  
障害保健福祉部局 御中  
介護保険担当主管部局

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課

子ども食堂等を活用したつながり支援に関する取組事例集の公表等について

子ども食堂における新型コロナウイルス感染症対策については、これまでも累次の事務連絡において、地域で多様な形態で運営されている実態を踏まえ、

- ・ 新しい生活様式等に沿って徹底した感染防止対策を講じることを前提として、地域の感染状況を踏まえつつ、その実施方法について検討すること
- ・ 実施に当たって活用可能な政府の施策や、当該施策を活用した柔軟な運営が可能であること

等をお示ししてきたところです。

今般、「移行期間における子ども食堂の運営について」（令和2年5月29日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）記2においてお知らせしていた「支援対象児童等見守り強化事業」について、令和2年度第2次補正予算の成立を受け、同事業の実施要綱（別添1）、Q&A（別添2）等を発出しましたので、具体の事務について参照いただき、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。なお、本事業の趣旨を説明するため、本年7月22日に、NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえが、オンラインセミナーを開催（厚生労働省職員から事業の概要説明を実施予定）することになっていきますので、参加をご検討いただきますようお願いいたします。

また、同事務連絡記3において、子ども食堂等を活用したつながり支援について、感染防止に配慮した好事例を収集の上、公表予定としていたところ、今般、各地域の実情に応じて取り組まれている事例の一部を公表しましたのでお知らせいたします。

特に、事例1においてご紹介している、NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ作成の「こども食堂・フードパントリー開設簡易ハンドブック」は、感染症拡大防止に配慮しながら子ども食堂等を開催するために、準備段階から開催当日までにスタッフ及び参加者が留意すべき点をお示しするガイドラインとなっています。緊急事態宣言下に作成されたため、一部、現在とは状況が異なる記載等（※）もありますが、各地域の実情に応じて、参考にできる部分についてご活用ください。

※例えば、子ども食堂等に参加できない条件（P5・10 参照）について、

- ・「体温が 37.5℃以上の人」は、「体温が普段の平熱の範囲を超える人」に読み替える
  - ・「60 歳以上の人」は、参加者との直接の接触をできるだけ避けるよう留意した上でスタッフとなることは可能である点に注意する（P6・11 参照）
- など、適宜配慮の上ご活用いただくようお願いいたします。

なお、厚生労働省では、引き続き、別添の募集要領に基づき、各地域の実情に応じた感染防止に配慮した子ども食堂等のつながり支援の取組を行っている事例を収集しますので、把握されている事例がございましたら積極的に応募願います。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知をお願いするとともに、子ども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されるよう、関係団体への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

（別添 1）

- ・ 支援対象児童等見守り強化事業実施要綱

（別添 2）

- ・ 支援対象児童等見守り強化事業の実施に係る自治体向け Q&A（7 月 8 日付）

（別添 3）

- ・ NPO 法人全国こども食堂支援センターむすびえホームページ  
<https://musubie.org/news/2323/>

（別添 4）

- ・ 感染防止に配慮したつながり支援等の事例集  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12108.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12108.html)

（別添 5）

- ・ こども食堂・フードパントリー開設簡易ハンドブック  
[https://musubie.org/wp/wp-content/uploads/2020/05/musubie\\_openguide\\_0511.pdf](https://musubie.org/wp/wp-content/uploads/2020/05/musubie_openguide_0511.pdf)

（別添 6）

- ・ 感染防止に配慮した事例の横展開にかかる事例募集要領

※過去の事務連絡については以下の一覧をご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09853.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09853.html)

**【照会先】**

（支援対象児童等見守り強化事業）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室調整係

電話：03-5253-1111（内線 4896、4862）

（感染防止に配慮したつながり支援等の事例集）

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室政策第五班

電話：03-5253-1111（内線 7699）